



安全衛生

あれこれ

13

増田労働衛生コンサルタント事務所

所長 増田稔久

厚生労働省は、令和2年3月16日、「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（通称・エイジフレンドリーガイドライン。以下「GL」という）を安全衛生部長通達として公表しました。

このGLは、高齢労働者の就労が進み、労働災害による被災者数の高齢者が占める割合が増加している中、高齢労働者が安心して働ける職場環境の実現に向け、事業者や労働者に求められる取組事項をまとめたものです。

このGLに関し、安衛法第62条において「事業者は、中高年齢者その他労働災害の防止上その就業に当たって特に配慮を必要とする者については、これらの者の心身の条件に応じて適正な配置を行なうように努めなければならない

い」とされ、また、平成21年には「高齢労働者に配慮した職場改善マニュアル」（厚労省）が公表されており、それを発展させたGLであると考えます。

なお、GLには聞き慣れないカタカナ言葉が多用されており、別掲のとおり整理しましたので参考してください。さて、このGLの通称は、安全週間のスローガンに採用されました。しかし、内容的には高齢者の特性、つまり健康や体力に応じた安全衛生の推進を図るものですから、衛生週間の準備期間中にこそ取組をお勧めしたいです。

そのポイントは、
① 高齢者労働災害防止対策の取組を安全衛生方針として表明

② 安全衛生委員会において、

同対策を審議

③ 「エイジアクション100」によるチェック事項の確認と課題の洗い出し

④ 高齢者の身体機能の低下等を踏まえたリスク低減措置の推進

⑤ 体力チェック（フレイルチェック・転倒等リスク評価）

「全国労働衛生週間」準備期間における取り組みのおすすすめ
～課題～エイジフレンドリーガイドライン～

（価）、ストレスチェック等の実施と、その状況に応じた作業のマッチングの検討、体力水準の気付きを促した上での維持、改善

などを参考に積極的な取り組みを期待しています。ところで、GLにコロナ禍

は触れられていませんが、高齢者の感染時における重篤化が問題となっています。高齢労働者に対する3密をより避ける配慮、休養等の配慮も上記のポイントに追記したいと考えます。

「エイジフレンドリーガイドライン」で記された主なカタカナ言葉

- ① ウェアラブルデバイス(wearable device)
腕や頭部など、身体に装着して利用することが想定された端末(デバイス)の総称。
(今、筆者も体温測定機能を有する商品の購入を検討中)
- ② エイジアクション100(age action100)
平成30年6月、中災防が開発した高齢者対策の100項目の取組。
GLは活用を推奨。特設サイトがある。
- ③ エイジフレンドリー(age friendly)
「高齢者の特性を考慮した」を意味する言葉で、WHOや欧米の労働安全衛生機関で使用。
- ④ コラボヘルス(collabo health)
健保組合などの保険者と企業が積極的に協力し合い、労働者やその家族の健康増進を効果的および効率的に行う。
- ⑤ フレイル(frail)
加齢とともに、筋力や認知機能などの心身の活力が低下し、生活機能障害や要介護状態などの危険性が高くなった状態。要介護状態に至る前段階。
- ⑥ ヘルスリテラシー(health literacy)
健康に関連する情報を探し出し、理解して、適切な健康行動につなげる能力。
- ⑦ ロコモティブシンドローム(locomotive syndrome)
年齢と共に骨、関節、筋肉といった運動器の衰えが原因で「立つ」「歩く」といった移動機能が低下している状態